

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：(一社)那珂川市体育協会]

[記載日： 令和4年 7月26日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 「一般社団・財団法人法」を遵守し、適切に団体運営及び事業運営を行っている。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 公共施設を用いて大会や事業を実施する際、施設使用に関する規則や管理者が定める安全管理に関する条例等を遵守する	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 定時総会において、決算や事業報告を行っている 会報やHPで事業の報告や案内を行っている	

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>「那珂川市民の社会体育行政の一翼を担い、スポーツ推進の中核としてその普及と強化に努めるとともにスポーツ活動の推進」に向けた施策を公表している。</p>	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>役員、職員は行政が実施している研修に参加している。</p> <p>暴力行為やセクハラ、パワハラ等の防止に向けた研修が必要</p>	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>行政が実施している研修に参加することとしている。また、スポーツ少年団団体は指導者・母集団研修を実施している。</p> <p>暴力行為やセクハラ、パワハラ等の防止に向けた研修が必要</p>	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>税理士の指導を受け、財務・経理の処理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守している。監事には財務・経理業務だけでなく、業務運営全般に涉り監査を受けている。</p>	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p>	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>会計処理を公正かつ適切に行うため、職員が相互にチェックする体制を構築している。 また、税理士の指導・助言を得て、適切に処理している。 監事による監査を行うとともに、社員総会において前年度の会計に関する計算書類の承認を受けている</p>	
<p>原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</p>	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿等）を事業所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。 HPにおいても、地域住民に向け役員の体制に関する情報、会計処理について掲載している。</p>	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>法人概要、財務関係、事業関係など組織運営に係る情報を事業所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。またHP等で公表している。 ガバナンスコードの遵守状況（セルフチェックシート）の公開を準備している。</p>	
<p>原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</p>	
<p>自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか（ある場合は下欄に記述）</p>	
原則■について	
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p>	

原則■について

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

原則■について

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

原則■について

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)